第十七条の五第三項	認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた同条第一項第十五号に掲げる会社（第十七条の四の三に規定する会社及び外国の会社を除く。第九項、次条、第五章及び第三十五条第一項において「他業銀行業高度化等会社」という。）の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）	認可
第十七条の七第一項及び第二項	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等
［略］		
第十七条の七の三第三項及び第四項	百分の五	百分の十
［略］		
第二十二条第一項第十一号	いい、銀行業高度化等会社（第十七条の四の三に規定する会社を除く。）を除く	いう
［略］		
［項を削る。］		
［略］		

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十六条　法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
［項を削る。］		

［項を加える。］		
［同上］		
第十七条の七の三第二項及び第三項	百分の五	百分の十
［同上］		
第二十二条第一項第十一号	いい、銀行業高度化等会社を除く	いう
［同上］		
第三十五条第一項第十二号	（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権	の議決権
［同上］		

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十六条　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十三条第二項第一号及び第三十四条第五項第一号	次に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）